

# 練馬区立貫井中学校「学校いじめ防止基本方針」

＜平成30年度版＞

## 1. 本校の基本姿勢

本校では、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」以前から、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してきた。本校の生徒同士が一定の人的関係にある場合に、加害者が心理的又は物理的な影響を与える行為により、被害者が心身の苦痛を感じていると判断したならば、その場を逃さず、組織的な動きをもって全教職員で対応する。

- (1) いじめは人権侵害、犯罪行為であり、絶対に許されないという指導の徹底を図る。
- (2) いじめと感じた生徒の立場に立ち、寄り添い、守り通す。
- (3) いじめる生徒の心の背景を分析し、心に迫る指導を行う。
- (4) いじめと感じた生徒の状況を分析し、対応策、最善策を必要に応じて指導する。
- (5) 保護者への連絡、報告を通じて、より良い方向性を模索し、信頼関係を築く。

## 2. いじめ防止の具体的対応策

### (1) 教職員による取り組み

#### ① 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

常設委員会として組織対応の中核的役割を担う。いじめに関するアンケート実施と分析、関係者による定例委員会の開催、いじめに関する研修会の実施、職員朝会や職員会議で報告を行うなど全教職員への情報共有を図る。

#### ② 個人の資質向上

いじめ対策のマニュアルや指導資料を活用して実践力を高めたり、各種研修会に参加するなどして指導力向上を図り、いじめの早期発見、早期対応に努める。

#### ③ スクールカウンセラー、心のふれあい相談員との連携

連絡や報告の機会を逃さず、適時性をもって対応し、必要に応じて関係者と協議する。

### (2) 生徒による取り組み

#### ① 年度当初の第1回生徒総会において、議案として取り上げる「いじめ撲滅宣言」を討議、採択させる。

#### ② 学校行事、学年行事、生徒会行事を通じて主体的に取り組むことができる場を提供し、協調、協力、助け合いの精神を育ませる。

### (3) 保護者、地域との連携

#### ① いじめの実態や学校の方針に関する情報発信、情報共有を図り、学校と保護者・地域が一体となつたいじめ対応の体制づくり、情報モラルに関する啓発を図る。

#### ② PTA校外委員会と連携して地域情報や生徒情報の把握に努める。町会行事や練馬区

青少年育成第三地区委員会の諸行事に生徒を関わらせて、地域社会での人間関係構築能力育成を図る。

- (③) 地域関係者より、生徒情報等の提供をいただき、指導に役立てる。

### 3. いじめ防止に向けての取り組み

#### (1) 生徒の動きを注視

- ・休み時間
- ・授業中
- ・給食中
- ・トイレ内
- ・清掃中
- ・委員会活動中
- ・諸行事中
- ・部活動中
- ・登下校途中
- ・情報端末機器の利用状況

#### (2) 保護者からの情報

- ・電話
- ・保護者会
- ・相談
- ・授業参観
- ・家庭訪問
- ・教育相談
- ・面談

#### (3) 地域からの情報

- ・地域行事
- ・登下校途中

### 4. いじめ発生時の対処

(1) いじめの状況について、関係した生徒に対する適切な聞き取りを行う。場合によっては複数で対応する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」で協議し、教職員全体で情報共有と役割分担を確認して対応にあたる。

(3) 加害生徒の事実確認と適切な指導を組織的に行う。

(4) 事実確認後、加害生徒、被害生徒の双方保護者に事実報告を行う。

→ **いじめの事実認定 or 疑わしい、そうでない場合でも必ず報告をする。**

(5) 保護者立ち会いや本人同士等の謝罪など、要請に応じて、学校において関係者による報告、謝罪の会合をもつ。

→ **学校としていじめの事実を認定した旨も告げる。**

(6) 全教職員で経過確認を行い、必要に応じた全校集会、学年集会等を開き、再発防止を図る。

(7) しばらくは当事者や関係生徒の動向を把握する。

### 5. 重大事案に対する対処

**生命、心身、財産等、重大な被害や解決のために相当な時間や機関を利用せざるを得ない場合**

(1) 学校長よりその旨を練馬区教育委員会や関係諸機関に通告し、助言をいただく。

(2) 当該事案に対する組織「いじめ防止対策委員会」を拡大して対応する。

(3) 教育上必要があると認めるときは、「学校教育法」上の適切な懲戒権を使用する。

## 6. 生徒に望むこと

加害者になっても被害者になっても、卒業する日まで

「有意義で楽しい学校生活を送らせたい」 「人として立派に成長してもらいたい」

明るく朗らかで活力があり 誠実な心遣いと気配りができる生徒の育成を最後まで教職員一丸となって目指す。

## 7. 付則

付則（平成26年5月9日付 練貫中発 第20号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月9日から施行する。

※ 平成26年1月8日 策定 ※ 平成26年4月7日 改正

※ 平成28年5月9日 誤字訂正 追記

### <平成30年度の委員>

- ☆ なんでもアンケートの集計と分析
- ☆ 報告、連絡、相談の大原則
- ☆ 学年担当者の時系列記録の徹底

1年	2年	3年
佐藤 栄記 八田 大空	○高橋 健司 宮内 貞幸	山形祐治